

令和7年 第6回 福岡市東区選挙管理委員会

3月20日（木）

【 議 題 】

- 1 議案第28号 在外選挙人名簿から抹消する者について
- 2 議案第29号 在外選挙人名簿に登録する者について
- 3 議案第30号 福岡県知事選挙における開票立会人の決定について
- 4 議案第31号 福岡県知事選挙における開票立会人の選任について

< 次回以降日程 >

- | | |
|--------|---|
| ・委員会 | 令和7年3月23日（日）午前10時～（30分程度） |
| ・投票所視察 | // 委員会終了後～（15分程度）
（箱崎第二投票区 東区役所別館講堂） |
| ・開票所立会 | // 午後8時45分～
（福岡リーセントホテル） |

議案第 28 号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 7 年 3 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

1 抹消する者の数 2 人

内訳 住民票が新たに作成された後 4 箇月を経過した者 2 人

2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり

3 抹消年月日 令和 7 年 3 月 20 日

(根拠)

・議決 公職選挙法第 30 条の 11 第 1 号の規定による。

第三十条の十一（在外選挙人名簿の登録の抹消）

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかつたことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第三十条の十（在外選挙人名簿の表示及び訂正等）

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が（中略）在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

議案第 29 号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和 7 年 3 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 登録する者の数 | 1 人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和 7 年 3 月 20 日 |

※参考：在外選挙人登録数（東区）			
男	36 人	女	90 人
計	126 人		
(R7.3.20 委員会終了後)			

（根拠）

・公職選挙法第 30 条の 6 第 1 項の規定による。

第三十条の六（在外選挙人名簿の登録）

市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

※ 前条第一項の規定

第三十条の五（在外選挙人名簿の登録の申請）

年齢満十八年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

議案第30号

福岡県知事選挙における開票立会人の決定について

令和7年3月23日執行の福岡県知事選挙につき、東区開票区において候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった次の者を開票立会人に決定する。

令和7年3月20日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第62条第2項の規定による。

第六十二条（開票立会人）

公職の候補者（略）は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。（略）

2 前項の規定により届出のあつた者（略）が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

議案第 31 号

福岡県知事選挙における開票立会人の選任について

令和 7 年 3 月 23 日執行の福岡県知事選挙につき、東区開票区において候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が 3 人に達しないため、次の者を開票立会人に選任する。

令和 7 年 3 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第 62 条第 9 項の規定による。

第六十二条 公職の候補者(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党(第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。))及び公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。))、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等)は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることとはできない。

2 前項の規定により届出のあつた者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。))が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。))が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。) 当該公職の候補者

二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条

第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。) 当該候補者届出政党

省略

- 9 第二項の規定による開票立会人が三人に達しないとき又は開票立会人が選挙の期日の前日までに三人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは開票管理者において、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た公職の候補者の属する政党その他の政治団体、同項の規定による開票立会人を届け出た候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党その他の政治団体と同一の政党その他の政治団体に属する者を当該公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて三人以上選任することができない。